

常総市告示第75号

常総市防災士養成補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年6月22日

常総市長 高杉 徹

常総市防災士養成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、常総市補助金等交付規則（平成17年水海道市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）に認証され、その防災士台帳への登録（以下「認証登録」という。）が行われた者をいう。
- (2) 研修 機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座であって、履修することによって機構が行う防災士資格取得試験（以下「試験」という。）に係る受験資格が得られるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、防災士の資格を取得しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に参加する意思のある者
- (3) 防災士の資格を有する旨の情報を市長から消防署、消防団、自主防災組織等へ提供することについて同意する者
- (4) 防災士の資格の取得に係る他の補助、助成等を受けていない者又は受ける予定でない者

(5) 第6条第1項の規定による補助金の交付申請及び第10条の規定による補助金の支払の際において、市税その他市の分担金、使用料等の滞納がない者  
(補助金の交付対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 研修の受講料
- (2) 機構が発行する防災士教本の代金
- (3) 試験の受験料
- (4) 認証登録に係る申請料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる受講料等のうち現に要した費用の合計額とし、61,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、研修の受講の申込みをする前に、防災士養成補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、防災士の資格を取得しようとする者が未成年の場合にあっては、その保護者による申請とする。

2 前項本文の場合において、研修の履修が免除されている者にあつては試験の受験の申請をする前に、研修の履修及び試験の合格が免除されている者にあつては認証登録の申請をする前に、同項の規定による申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、防災士養成補助金交付決定通知書(様式第1号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、防災士の資格の取得を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の様式は、市長が別に定める。

(認証登録の完了報告)

第9条 補助金交付決定者は、機構から防災士認証状及び防災士証の交付を受けたときは、速やかに、防災士認証登録完了報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し及び防災士証(顔写真の面)の写し
- (2) 第4条各号に掲げる費用を支払ったことが明らかになる書類の写し
- (3) 防災士養成補助金請求書(様式第3号)

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該報告をした補助金交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに第9条の規定による報告がないとき。

(3) この告示に定める事項又は第7条の規定による交付の決定に付した条件に違反したと認められるとき。

(防災士の責務)

第12条 補助金の交付を受けた防災士は、地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに、市が行う防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(申請の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日からこの告示の施行の日前までの間において研修の受講の申込みをした者（第3条の規定に該当する者に限る。）にあっては、同項の規定による申請をすることができる。